

鈴鹿市消防本部訓令第 7 号

鈴鹿市消防通信の管理及び運用に関する規程を次のように定める。

令和 7 年 1 0 月 1 4 日

鈴鹿市消防長 西 澤 俊 一 郎

鈴鹿市消防通信の管理及び運用に関する規程

鈴鹿市消防通信の管理及び運用に関する規程（平成 2 7 年鈴鹿市消防本部訓令第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、火災、救急、救助その他災害（以下「災害等」という。）に迅速かつ的確に対応するため、電波法（昭和 2 5 年法律第 1 3 1 号）その他の法令に定めるもののほか、消防通信の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 消防通信 消防業務の遂行のために使用する一切の通信をいう。
- （2） 消防通信施設 消防通信の用に供するために設置された装置及びその附属設備をいう。
- （3） 無線局 電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局で別表第 1 及び別表第 2 に規定するものをいう。
- （4） 消防無線 別表第 1 から第 3 までに規定する活動波、共通波、署活動波及び防災相互波により基地局又は陸上移動局において行うものをいう。
- （5） 無線従事者 電波法第 2 条第 6 号に規定する無線従事者をいう。
- （6） 無線統制 災害等の発生状況によって複数の通信機器が開局し、災害活動に支障を来す場合に、無線チャンネル等を変更するなど無線の混信を防止する措置をいう。

（責務）

第 3 条 消防長は、消防通信について統括し、消防職員を指揮監督しなければならない

い。

2 消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防通信施設の管理及び適正な運用により、その機能を十分に発揮させなければならない。

3 無線従事者は、上司の指揮監督を受け、適正に消防無線を運用しなければならない。

(無線従事者の選任及び解任)

第4条 無線従事者の選任及び解任の手続については、消防長が行うものとする。

(無線局の設置場所及び識別信号)

第5条 無線局の設置場所及び識別信号は、別に定める。

(消防無線の運用)

第6条 消防無線の基地局は、常時運用するものとする。

2 消防無線の陸上移動局は、次の各号のいずれかに該当する場合に運用するものとする。

(1) 別表第4に規定する出動指令を受信し、出動するとき。

(2) 有線通信機能が不能となったとき、又は不能となるおそれがあるとき。

(3) 訓練及び調査等に出動するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、消防長が必要と認めるとき。

(無線統制)

第7条 消防長は、消防無線を円滑に運用するため無線統制を行うものとする。

(時刻表示)

第8条 消防通信施設の使用する時刻表示は、24時間制とする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年11月5日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

種別		説明	周波数等
基地局	消防本部	市消防本部に設置された、移動しない無線局で陸上移動局と送受信を行う無線局	デジタル 260MHz 帯 活動波
	住吉局	住吉町に設置された、移動しない無線局で陸上移動局と送受信を行う無線局	
	長谷山	津市美里町（長谷山）に設置された、移動しない無線局で陸上移動局と送受信を行う無線局	デジタル 260MHz 帯 主運用波 統制波

別表第 2（第 2 条関係）

種別		説明	周波数等
陸上移動局	卓上型	署所等に設置する無線	デジタル 260MHz 帯 活動波 主運用波 統制波
	可搬型	災害現場で通信を行う無線	
	車載型	消防用自動車等に設置し通信を行う無線	
	携帯型	災害現場で隊員が携帯し通信を行う無線	

別表第 3（第 2 条関係）

種別		説明	周波数等
陸上移動局	携帯型	災害現場で隊員が携帯し通信を行う無線	アナログ 400MHz 帯 署活動波
	携帯型	外部機関と通信を行う無線	アナログ 400MHz 帯 防災相互波 アナログ 150MHz 帯 防災相互波

別表第 4 （第 6 条関係）

指令区分	指令の内容
火災指令	火災事案発生時における消防隊等への出動指令
救急指令	救急事案発生時における消防隊等への出動指令
救助指令	救助事案発生時における消防隊等への出動指令
警戒指令	警戒事案発生時における消防隊等への出動指令
調査指令	調査事案発生時における消防隊等への出動指令
特殊災害指令	特殊災害事案発生時における消防隊等への出動指令
その他指令	上の欄に掲げる以外の事案発生時における消防隊等への出動指令